

# 令和 6 年能登半島地震の対応状況等について 【報告】

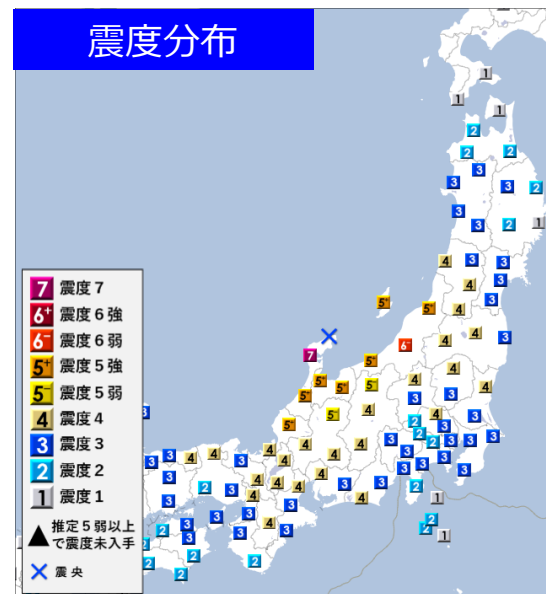
2024年3月19日  
経済産業省産業保安グループ<sup>o</sup>  
ガス安全室

# ■ 2024年1月1日（月）16時10分に石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震が発生

□地震発生日時（気象庁発表）  
2024年1月1日（月）16時10分

□震源・マグニチュード（気象庁発表）  
石川県能登地方（北緯37.5度、東経137.3度）  
深さ約16km、M7.6（暫定値）

□最大震度  
震度7



出典：気象庁ウェブサイト

## 主な震度情報

震度7	石川県志賀町、輪島市
震度6強	石川県七尾市、珠洲市、穴水町、能登町
震度6弱	石川県中能登町、新潟県長岡市
震度5強	石川県金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町 新潟県新潟市（中央区、南区、西区、西浦区）、三条市、柏崎市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市 富山県富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村 福井県あわら市

# 1. LPガスの主な被害状況

## <LPガス輸入基地の被害>

- 七尾基地：設備支障により出荷停止となった。この間、金沢基地、新潟基地、中京等の元売り基地間で連携して代替供給を継続した。なお、応急復旧工事を進め、1月15日から在庫分による限定的な出荷を開始し、3月1日からは船舶による在庫への受入れが可能となったことから、通常量の出荷を再開した。

## <LPガス国家備蓄基地の被害>

- 七尾国家石油ガス備蓄基地：地震発生直後から設備の点検、補修を実施し、2月27日に応急復旧が完了した。

## <充填所の被害>

- 充填所の被害：奥能登4市町（輪島市、穴水町、能登町、珠洲市）には3箇所の充填所があるが、うち1箇所は早期に復旧のうえ稼働（輪島市）できた。一方で残り2箇所（珠洲市と穴水町）の充填所は地震による地盤や設備の支障により稼働を停止中であるため、県内の別の充填所で空き容器に充填し配送するなど充填済み容器の在庫を確保することで出荷に対応した。

## <容器流出・家屋倒壊等に伴う被害>

- 地震に伴い発生した津波の影響で、海岸沿いの宿泊施設から、LPガス容器16本が海に流出したが、後日、流出した全ての容器が回収された。
- 地震の影響により、多数の供給設備への被害が発生したが、各事業者による消費者宅のLPガス設備の安全点検を行い、2月中旬に石川県内についても、家屋倒壊等の場合を除いて供給を再開した。

# (参考) 埋没・流出したLPガス容器による事故防止について (注意喚起)

- 埋没・流出した容器により、事故が発生する可能性があったため、1月5日に、経済産業省は、「令和6年能登半島地震により埋没・流出したLPガス容器による事故防止について (注意喚起)」をホームページに掲載して、注意喚起を実施。

## 令和6年能登半島地震により埋没・流出したLPガス容器による事故防止について (注意喚起)

2024年1月5日  
経済産業省

### 本件の概要

- 令和6年1月1日に発生した能登半島地震による津波の影響により、石川県内においてLPガス容器が流出したとの情報が確認されています。
  - その他の地域を含め、家屋の倒壊、浸水によるLPガス容器の埋没や流出も想定されます。
- 埋没や流出したLPガス容器を発見された場合は、以下の点に注意して、容器の所有者（販売店等）、最寄りの都道府県LPガス協会又は消防機関へご連絡願います。
- ・みだりに触れない、移動させない
  - ・ガス臭くなくても、容器周辺では火気を使用しない
- また、近傍の海上を航行される船舶におかれましては、LPガス容器が海上に浮遊している可能性も否定できませんので、航行に際して注意をお願いします。

### 【LPガス容器を発見した場合の連絡先】

- ・容器の所有者（販売店等）  
(注) 容器の外面に氏名、名称、住所及び電話番号が表示されています。ただし、容器の所有者に連絡が取れない場合も考えられますので、その場合は、最寄りの都道府県LPガス協会又は消防機関にご連絡願います。
- ・都道府県LPガス協会の連絡先については、下記URLをご参照願います。  
<https://www.japanlpg.or.jp/about/local.html>

[埋没・流出したLPガス容器による事故防止について \(注意喚起\) \(PDF形式 : 89KB\) PDFファイル](#)

## 2. 能登半島地震を受けた国の対応

### <有効期限・履行期限等の延長措置>

- **特定非常災害特別措置法**※<sup>1</sup>に基づき、令和6年能登半島地震による災害が、2024年1月11日付で「特定非常災害」に指定され（令和6年政令第5号）、次のような措置が講じられている。
  - ① 保安機関の認定期間※<sup>2</sup>を**2024年6月30日まで延長**※<sup>3</sup>。
  - ② 定期供給設備点検・定期消費設備調査等の履行期限のある法令上の義務を**2024年4月30日まで延長**。
- 2024年3月19日の告示制定※<sup>4</sup>により、災害救助法の適用地域に所在等する**充てん作業業者・液化石油ガス設備士・業務主任者**が受けなければならない**義務講習について、受講期限をそれぞれ延長**。

※1 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

※2 保安機関認定は、5年ごとに認定の更新を受けなければ、その効力を失う。

※3 権利利益、地域、対象者及び延長後の満了日は、令和6年経済産業省告示第17号により指定

※4 液化石油ガス保安規則等の規定に基づく事由及び経済産業大臣が認める場合並びに経済産業大臣が定める期間を定める件

### <予算措置>

- LPガス小売事業者早期復旧支援【9.0億円】  
**被災した石油ガス小売事業者等の充てん機等の設備の補修・入替工事にかかる費用を補助。**  
（補助率3/4）
- 石油等製品供給施設早期復旧支援【既存予算を活用】  
**石油ガス貯蔵所関連設備の補修・入替工事を補助。**（補助率1/3）